

事務連絡
令和6年3月4日

一般社団法人京都府農業会議事務局長 様

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課長

地域計画策定・実現に関するQ&A (Ver. 2) について

日頃から地域計画の策定・実現に向けた取組を進めていただきありがとうございます。

今般、地域計画策定・実現に関するQ&Aを更新しましたので、「地域計画策定・実現の手引き」の補足資料として、日々の推進業務に御活用ください。

担当	経営支援・担い手育成課 地域営農推進係
電話	075-414-4908

地域計画策定・実現に関するQ&A
～「地域計画策定・実現の手引き」補足資料～

【1 総論（地域計画策定の意義など）】

問1-1 地域計画を策定する意義、メリットは何か。

(答) 将来の農地利用の姿について地域で徹底的に話し合うことで、「地域に関わるみんな
で農地を守る姿勢を共有できること」にあります。

加えて、農地を集積・集約しようとしている大規模農家が農地を引き受けやすくなる
ことや、機構を活用した農地の貸借や関連補助事業の活用が可能となるなど、「地域で
農業を頑張っている人・これから頑張りたい人を応援できること」にあります。

問1-2 市町村農政部署、農業委員会事務局や農業委員の負担が増え、マンパワー不
足が懸念されるが、対応策は。

(答) 市町村・農業委員会事務局の事務負担増への対応としては、国の「地域計画策定推進
緊急対策事業（補助率10/10）」により、地域計画策定の取組に直接必要となる経費（※）
の活用等をご検討ください。

（※）市町村推進事業：謝金、旅費、事務的経費、正規職員の超勤手当や非常勤職員の
賃金手当、委託費

農業委員会推進事業：会場借料、地図作成費

また、上記事業では補助対象とならない意向調査や現況地図作成等に係る必要経費に
ついては「農地利用最適化交付金（補助率10/10）」も活用できます。

農業委員の負担増への対応としては、条例の改正により、最適化活動の実績に応じて
支払う報酬を委員報酬へ上乘せした場合、その財源については「農地利用最適化交付金」
による予算措置が可能となっていますので、併せてご検討ください。

問1-3 ①農業を実施しているエリアに市街化区域を含む場合、話し合いの段階では
市街化区域の農業者も含める一方、目標地図には位置付けない方向で検討して
いるが問題ないか。

②生産緑地や市街化区域内の農家も補助対象に含まれている事業で、要件と
して地域計画への位置づけが求められているものがあるが、別途措置をとる
予定はあるか。

(答) ①原則、地域計画は市街化区域以外が作成対象であるため問題ありません。なお、
市街化区域であっても他の農用地と一体として農業上の利用が行われる場合は地域計
画を策定することができます。

②詳細な要件については、事業ごとの判断になります。

【2 協議の場、協議の結果の公表】

問2-1 協議の場の実施に際し、法施行規則第16条の2で「協議の場を設けようとするときは、あらかじめその日時及び場所を公表するものとする」とあるが、事前公表の様式の有無や公表にあたっての留意点はあるか。

(答) 事前公表の様式はありませんので、任意様式で差し支えありません。

協議の日時や場所については、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市町村のホームページや広報誌等を通じて公表してください。この場合において、入作農業者や新たに地域で農業を行う新規就農希望者など、居住地が地域計画の策定市町村と異なる者についても、できる限り協議の開催情報が伝わるよう配慮してください。

問2-2 協議の場の参集範囲や協議の進め方に決まりはあるか。

(答) 京都府では概ね旧村程度の範囲で「協議の場」を設置し、その拠点として地区別連絡会議の活用を図っているところです。但し、多くの地域では集落ごとに農地の分布状況や、将来の農地利用のあり方に対する考えが異なるため、集落単位での話し合いも併行して行うことが想定されます。その際、参集範囲に特段の定めはありませんが、地域の農地の将来のあり方を決めるための話し合いですので、農地所有者や耕作者だけでなく、地域住民や集落の代表者など幅広く参加を呼びかけることが望ましいです。

協議の進め方についても統一の決まりは設けておりませんが、できるだけ全ての参加者により意見が交わされるよう、地図を広げての議論や、ワークショップ形式による話し合いが有効と考えております。この他、手引き本編(2)「協議の進め方」や、基本要綱第11の2(2)を参考にしてください。

問2-3 協議の結果については、参考様式第5-1により公表が必要だが、公表のタイミングや回数に決まりはあるか。

(答) 公表の回数に縛りはありません。

事前公表した協議の場が終わった段階で、参考様式第5-1により、インターネットや掲示など、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表してください。

例えば、集落単位での話し合いを重ね、最後に地域計画の単位で協議の場を設置される場合は、その日を「協議の結果を取りまとめた年月日」として公表してください。但し、手続きとして「関係者への意見聴取」は別で実施する必要がありますので、同日に両方を実施される場合、時間を区切って実施するなど工夫してください。

【3 現況地図、目標地図の作成】

問3-1 目標地図については、改正基盤強化法第19条第3項において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めこれを地図に表示するものとされているが、一筆の農地に対し、複数の担い手を位置付けて目標地図とすることは可能か。
※他府県照会→農水省回答

(答) 目標地図には一筆ごとに農業を担う者を位置づけることを想定しており、複数の経営体が記載されている場合、農業を担う者として特定の者が目標地図に位置付けられていないこととなります。

このため、可能な範囲で自作地などあらかじめ受け手を位置付けるとともに、複数の経営体が受け手となる場合は優先順位を定めるなどにより、調整することが望ましいと考えていますが、困難な場合には「今後検討」と整理しその時点での情報を補記することも可能です。

なお、権利設定の必要が生じたときには、促進計画の作成を先行して行い、事後的に実情に即して地域計画の変更を行うことも可能です。

問3-2 適切な権利設定のない農地（耕作者）を目標地図（地域計画）に位置付けることはできるか。

(答) 農地の集積・集約化を目指していく上で、目標地図（地域計画）に位置付ける農地には適切な権利設定が求められます。その一方で、

① 地域計画は令和7年3月までという限られた期間の中で、市街化区域を除くエリアで策定する必要があるため、権利設定が必要な全ての農地にそれを求めることは非現実的である

② 地域計画は現状を基に、「将来の」農地利用の在り方を決める計画である

以上のことから、策定時点で適切な権利設定がない状態であっても「計画の実現に向け、適切な権利設定をしていくこと」が前提であれば、市町村判断でその農地の耕作者を目標地図（地域計画）に位置付けて差し支えありません。

なお、農地所有者と耕作者の間で適切に農作業受委託が行われていることが確認できる場合であっても目標地図（地域計画）に位置付けることが可能です。

地域での話し合いの際に、参加者に上記の趣旨を理解いただき、地域計画を実現していく過程で、本来あるべき正しい権利設定となるよう、引き続き御指導をお願いします。

問3-2-1 権利設定ができない集落営農組織等の任意組織を目標地図に位置付けることはできるか。

(答) 任意組織であっても特定農作業受託を行う組織であれば目標地図に位置付けて差し支えありません。

問3-3 出作・入作がある場合の目標地図への落とし込み方を御教示いただきたい。

(答) 目標地図は一定エリア内の将来の農地利用の姿を示すものですので、耕作者が他エリア内の者(入作者)であっても、耕作地が属するエリアの目標地図に位置付けるようにしてください。

特に大規模経営を行うような担い手の場合は、話し合いの段階から十分な情報共有や意思疎通を図っておくことが重要であるため、広域認定農業者については府が今後の農地利用等に関する意向調査を実施し、該当市町村等へ情報共有を図っていきます。

また、所有権・利用権を有する担い手農家の情報は、農地台帳や利用権情報を基に把握可能と考えておりますが、例えば、耕作者が死亡し複数人に相続された場合など、権利設定の状況が確認できず、入作の市町村では把握困難な情報については、目標地図を見直していく中で、農業共済細目書の活用や市町村間での情報共有などで対応していければと考えています。

問3-4 ブロックローテーション(例えば、稲作の年は農地所有者が作付けし、転作の年は農作業受託組合が作付けするなど、年によって耕作者が変わる)に取り組んでいる場合の目標地図への落とし込み方を教示願いたい。

(答) 年度ごとに耕作者が変わる場合、現況・目標地図上、分かるように記載いただければ差し支えありません。

例えば、4者でローテーションしている場合、その地図上の地番には「4者(※)」との記載に留め地図の余白に「(※)年度による耕作者が異なるブロックローテーション方式を採用(耕作者:○○○○、▼▼▼▼、□□□□、◎◎◎◎)」と補足説明を入れるといった対応が可能と考えられます。

問3-5 ほ場整備を計画している地区または、ほ場整備を実施中(工事中)の地区における現況地図、目標地図の作成方法についてご教示願いたい。

ほ場整備前の地図(従前図)で現況地図・目標地図を作成しても実効性はなく、換地処分が完了するまで圃場整備後の地図は公表できないため、これらの地区への指導に苦慮している。

(答) 公表までは、ほ場整備前の現況を目標地図として位置付けた地域計画を策定し、公表後に目標地図を更新し、地域計画の変更手続きを行うことになると考えます。

但し、地域での話し合いについては、前もってほ場整備後を見据えた議論を行うなど柔軟に対応していただいて差し支えありません。

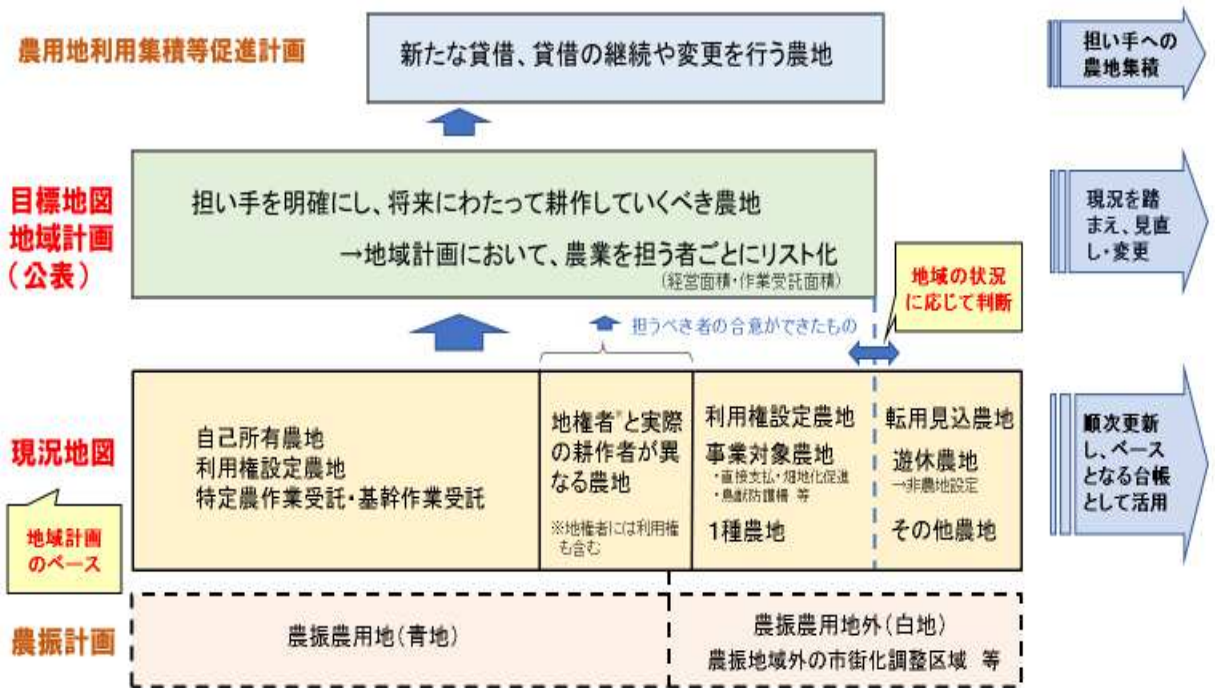
問3-6 現況地図と目標地図の関係性はどうか。

(答) 現況地図は、地域計画のベースになるものとして、目標地図への位置付けの有無に関わらず、その時点での地域の農地利用の状況を示した地図です。そのため、農振農用地はもちろん、農振農用地外や、農振地域外の市街化調整区域等も含めた整備が必要です。

目標地図は、現況地図の中から、「担い手を明確にし、将来にわたって耕作していくべき農地」を選択し、地域計画に位置付けるものです(下図参照)。

なお、地域計画の策定後も、今後の更新を見据え、土台となる台帳として現況地図を随時更新していくことが重要です。

現況地図と目標地図(地域計画)の関係性



問3-7 現況地図から目標地図にシフトする際、特に農振農用地外や、農振地域外の市街化調整区域等における地域計画（目標地図）掲載への判断材料はなにか。

(答) 目標地図に位置付けるかどうかについては、問3-6で示したように「担い手を明確にし、将来にわたって耕作していくべき農地」かどうか判断材料の一つとなります。

例えば、地域計画に位置付けられた農地を転用する際は、転用手続きの開始前に地域計画を変更（計画からの除外）しておく必要がありますが、農振白地等のエリアにおいて、転用可能性のある農地については「将来にわたって耕作していく可能性が低い」と判断し、あらかじめ地域計画から除外しておくことも選択肢の一つとして想定されます。

また、所有権や利用権を有する者と実際の耕作者が異なる農地については、地権者と耕作者の間で、「将来にわたって誰が耕作をしていくのか」ということが一定合意され、担い手が明確になっているかどうか判断の材料になると思われます。

なお、これら当初の段階で地域計画に位置付けられなかった農地についても、現況地図において継続的に状況把握を行い、将来の農地利用に関する話し合いや農地中間管理機構を通じた貸借等についての働きかけを積極的に行うなどし、「将来にわたって耕作していくべき農地」として、地域計画に追加していくよう努めていくことが重要です。

問3-8 目標地図において、将来の担い手が特定できず「未定」や「その他」として色分けした農地について、地域計画の「4 地域内の農業を担う者一覧」への記載はすべきか。

(答) 地域計画本体の様式には将来の農地を担う者が特定されていることが想定されているので、現状の耕作者の後継が確定せず、目標地図上、「未定」や「その他」とせざるを得ない場合は、様式には記載しない(地域計画に位置付けない)ことが原則となります。

但し、地域計画本体に位置づけられない農地についても、目標地図上は「未定」や「その他」で色分けをした上で、問3-7で記載したとおり、現況地図において継続的に状況把握をし、地域計画本体に追加していくよう努めていくことが重要です。

<適切な権利設定のない農地の取り扱い>

(現況)	(対応区分)	(目標地図)	(地域計画本体)
適切な権利設定のない農地 ⇒ 適切な権利設定		… ○	○
⇒ 農作業受委託		… ○	○
⇒ 特定農作業受委託		… ○	○
⇒ 権利設定を行うことを合意		… ○	○
⇒ 権利設定について不合意等		… △	×

△：「未定」「その他」として区分

【4 地域計画エリア内の農地転用など】

問4-1 農地法、農振法等の線引きに関する法律に絡む許可が必要な場合、地域計画の面積等を変更する事由の必要がでた場合には、まず地域計画の変更の手続きを行い、その後にそれぞれの法律の手続きを行うのか。同時に手続きを行い、最終的な転用等の許可日までに変更ができていればいいのか。
※他府県照会→農水省回答

(答) 農用地区域からの除外や農地転用許可を行うには、地域計画の達成に支障を及ぼさないと認められる必要があることから、農用地区域からの除外や農地転用許可に際しては、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。

この場合、地域計画の変更の前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可の手続きを開始できますが、法定の手続き（縦覧、転用申請等）は地域計画の変更後に行う必要があります。

問4-2 基盤法基本要綱の4（地域計画の変更）に、「地域計画の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り農用地区域からの除外や農用地転用許可を行うことができる」とあるが、計画策定中に、農用地区域からの除外を予定している（見込みのある）農地が地域計画内にある場合、目標地図の素案から当該農地を除外して問題ないか。
※他府県照会→農水省回答

(答) 地域計画の区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を基本として設定していただきたいですが、農用地区域からの除外を予定している農地がある場合には、地域での話し合いを踏まえて地域計画の区域から除外することは差し支えありません。

問4-3 「地域計画の達成に支障を及ぼす」の定義は何か。

(答) ア 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

イ 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合

ウ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合 等

※農業振興地域制度に関するガイドライン（令和5年4月1日4農振第3639号）、

農地法の運用について（令和5年3月31日4経営第3237号・4農振第3646号）より

問4-4 開発の関係で月1回以上のペースで資材置き場や駐車場への転用案件が発生する見込みだが、原則どおり先に地域計画の変更手続きが必要となると、人員と時間が足りず、従来よりも転用許可までに時間を要する可能性が高くなり、利害関係者からの反発が考えられる。
対象面積が小さいものは先に転用を許可できるなどの特例は設けられないか。
特例がない場合、市町村としてどのような対応が考えられるか。

(答) 農地転用の制限に関しては、農地法第4条第6項第5号で「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、農地の転用をすることができない」と規定されており、その要件は問4-3の(答)で示したとおりです。つまり、地域計画に位置付けられた農地を転用しようとする場合、先に地域計画の変更(計画からの除外)が必要となり、対象面積等による特例規定は現状、設けられていません。

また、農林水産省の「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の中でも、地域計画内の農地に係る転用規制強化の方向が示されているところです。

これらを踏まえると、

- ①変更手続きを可能な限り簡素化した上で、農地転用が発生する度に地域計画を変更
- ②地域計画の変更時期をあらかじめ設定(年1回等)し、その際に転用事由が確定しているものについて、地域計画の変更後に許可
- ③転用可能性のある農地についてはあらかじめ地域計画から除外する

といった対応について、地区の状況等を踏まえ、市町村が判断していくこととなります。

なお、問3-7に示したとおり、地域計画(目標地図)作成の際に、「担い手を明確にし、将来にわたって耕作していくべき農地」か否かということについて十分に検討しておくことにより、①のように度々地域計画の変更を要するような事態は避けられるものと考えられます。

【5 地域計画の策定・変更】

問5-1 ①法令に基づく手続きとして本人の同意なく公告が可能となるが、個人情報保護法との関連性について教示されたい。

②公報掲載とは別にインターネット利用により公告する場合は不特定多数への情報提供となるため配慮するよう基本要綱に記載があるが、公報掲載も不特定多数が見ることのできる媒体であり、こういった根拠ですみ分けているものなのか。

③協議の場においても現況の農地地番、所有者、貸借設定の有無等の個人情報を取り扱うことがあるが、個人情報を本人の同意なしに提供して差し支えないか。

(答) ①個人情報保護法第69条において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、地域計画の公告は基盤法第19条に基づくものであるため、法令に基づく場合に該当し、本人の同意なく公告手続きを行うことができます。

②地域計画は、基盤法第19条により、地域計画を定めまたは変更しようとするときは遅滞なく公告し、2週間の縦覧に供さなければならないとしています。利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができますが、この時、氏名等の情報が伏せられた状態では、当該地域の地域計画の案に意見を述べる権利が妨げられることとなるため、地域計画に記載される情報は全て公告する必要があります。

一方で、策定した地域計画について、インターネットにより利害関係者以外の不特定多数に対して広く情報を提供する場合は、地域内外から受け手を呼び込むために受け手がいない農地や新規就農者等に対する受入方針等を周知することが目的であるため、市町村の公報への掲載等とは別に、氏名を削除するなどの配慮する取扱いとしています。

③協議の場等での取扱いについては、農業経営基盤強化促進法の第18条第2項により、協議に当たっての情報の提供その他の必要な措置を講ずることとされており、①の公告と同様、法令に基づくものと考えられるため個人情報を同意なしに提供できます。

また、現況地図に関しましても協議の場等での話合いに必要なことから同様の考えとなります。

問5-2 地域計画の変更が必要となる事項や、見直しの頻度についてはどうか。

(答) 市町村は、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や、新たに有機農業や輸出産地づくりに取り組むため農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときに地域計画を変更する必要があるとされています（農業経営基盤強化法の基本要綱第11の4）。

この考えを基とし、実際に地域計画の変更が求められる場面としては、各種補助事業の要件基準を満たすための変更、現状の地域計画で予定していない利用権の設定が生じた場合や、農振除外・農地転用の必要が生じた場合などが主に想定されます。特に、農振除外・農地転用については先に地域計画を変更しておく必要があることが明記されているため、注意が必要です。

見直しの頻度については、高齢化や人口減少の影響で刻々と変化する地域農業の情勢を踏まえ、少なくとも年1回以上の見直しが必要と考えられます。但し、見直しの結果、地域計画の変更を要しないことも想定されます。